

京都大学	博士（文学）	氏名	池田 さなえ
論文題目	皇室財産の政治社会史 「明治二〇年代の変動」と御料地「処分」		
（論文内容の要旨） 本稿の目的は、皇室財産の一種である御料地の「処分」に焦点を当て、明治二〇年代の日本に起った様々な政治的・社会的変動の中で御料地が担った役割を明らかにすることである。本稿では、この目的に沿って論じることを通して、天皇・皇室が明治国家を構成する様々な立場の諸勢力に対して、常に求心力を保ち得ていた要因の一つが示される。 明治維新後の皇室諸活動は、当初他の行政活動と同じく国庫から支給される歳費によって一切を賄っていたが、このような状況では、皇室外交や国内行幸啓など、増え続ける皇室活動に対応できなくなることが予想され、また議会開設後には政党勢力によって皇室財産を議論される事態が生ずることへの多方面からの懸念も強かった。御料地や株券などの皇室財産は、このような状況の中で議会が開設される明治二三（一八九〇）年までの間に急ピッチで設定され、宮中独自の会計制度も整えられた。これにより、皇室は財政制度上、政府から自律的な運営ができるようになった。 しかし、そのことは直ちに皇室財産が政治社会のあらゆる変動とは全く無関係に、純粹に宮中独自の論理だけで運営できるようになったことを意味しない。御料地は土地として存在する以上、民有地や官有地と物理的に接している。また、それが収益事業用の土地である以上、その産物の売買や雇用等契約関係において、常に民間の私人や官業などに関わらざるを得ない。このような性格をもつ御料地は、官有地や官業を取り巻く政治的変動にも、民有地や私人を取り巻く社会的変動にも無関係ではられない。したがって、御料地が政治・社会的変動からいかなる影響を受け、それに対していかなる対応をしたかを見ていくことで、政治・社会的変動の中の皇室財産の対応の一端を知ることができるし、それはひいては政治・社会の中での皇室のあり方を考えることにもつながると考えられる。 このように、御料地にこそ政治社会の中での皇室のあり方が如実に現れてくると考え、その現れ方を分析しようとするのが本稿の基本的な立場である。特に、政治社会的変動への皇室の対応がより顕著に現れてくるフェーズとして本稿で最も着目しているのが、御料地の「処分」である。 皇室財産の形成は、明治二三年の議会開会までになされた御料地等の大規模編入によって完了するわけではなかった。株券などの有価証券は増殖する一方、御料地は段階的に「処分」（売却（「払下げ」）・譲渡（「下渡し」）・交換など）されてゆく。本稿で皇室の政治社会的役割を検討する格好の事例として御料地「処分」に着目			

する理由は、「処分」により御料地形態のラインナップに変化が生じると、御料地が総体として政治社会に及ぼす機能も大きく異なると考えられることである。しかも、御料地「処分」は大きな政治社会的変動と連動しているという特徴があった。

しかし、これまでの研究は、必ずしもこのような視角から御料地を分析してきたわけではなかった。そもそもこれまでの研究では、御料地を検討する意義についての議論が十分深められてこなかった。また、数少ない御料地研究においても、その「処分」の意義が十分認識されてきたとはいえない。更に、戦後歴史学や、統治論から御料地の非合理性を説く議論の影響が強かったために、御料地は「非合理」なのだから「処分」は必然であり、「処分」される前の御料地を検討することなど無意味であるという認識が暗黙裡に存在し、御料地運営実態の解明を妨げてきた。

そこで本稿では、御料地からその所有者たる皇室のあり方を考えるという、伝統的な問いに立ち返る。そして、近年の天皇・皇室研究の多様な成果を踏まえ、かつこの間の史料状況の改善を反映させ、御料地「処分」の第一段階である明治二〇年代を検討対象とし、同時期の政治社会的変動との関係から御料地の役割を読み解く。

まず、明治二〇年代に「処分」がなされた御料地を横断的に分析するという方法をとっている。現時点ではまだ、明治二〇年代の政治社会的諸変動との関係を直接論じられる段階にはないためである。このような横断的分析を行った上で、同時期の御料地の果たしてきた政治社会的役割を考えるために、それぞれの御料地と、その御料地に近接する領域の政府の行政活動との関係を分析した。行政は、国内に存在する様々な問題を政策課題として認識し、それへの解決策を具体的な政策の形にして実行する活動である。したがって、御料地を隣接領域の行政活動との関係から分析することで、政治と御料地との関係のみならず、国内に存在する様々な問題が御料地とどのような関係にあったのかも見えてくると考えるからである。

そして、未だに根強く存在する御料地に対するバイアスから離れ、「処分」されることとなる御料地にも何らかの必要性が認識されていた可能性について検証するために、御料地「処分」に対する反対論に着目し、検討することとする。

本稿は以下のような構成をとる。

第一部は二章から成る。第一章では、先行研究において御料地が扱われる場合必ず言及されてきた「皇室財産設定論」について内在的・外在的に再検討を行っている。これまで論じ尽されてきたように思える「皇室財産設定論」であるが、実は詳細に検討が加えられたものはそのうちのごく一部にしか過ぎなかった。また、「皇室財産設定論」のような言説化されるものの外にある、社会的慣習、流行現象などの中に御料地設置を方向付けた要因を探る努力は、これまで十分になされてきたとはいえなかった。本章はこのような先行研究の問題を克服し、後に続く第二部での議論を見通す重要な視角を提示するものである。

第二章では、第二部で主要な検討対象とする御料地「処分」反対派の結集核となっていた品川弥二郎に大きく焦点を当て、彼が御料局に入るまでのキャリア形成について論じている。同章では、第二部の行論上欠かせない、品川の「敗者」としての屈折した自己実現への志向と国家構想が明らかにされる。

第二部は三つの章と一つの補論から成る。ここでは、具体的ないくつかの事例から御料地の政治社会的意義を明らかにしている。第三章では、御料鉱山について、明治二二年の編入から同二九年の払下げに至る過程を明らかにすることを通じて、その間の品川や技術官僚らの関わり方を明らかにする。また、比較対象として、彼らの対立者として現れてきた政府の他指導者（伊藤博文や松方正義など）、宮内省幹部などの勢力に注目し、その意識と行動についても詳細に検討した。本章では、政府の鉱工業政策を軸として上に示した人びとの意識と行動を読み解くことで、御料鉱山の政治的・社会的意義を明らかにするものである。第三章の補助的論稿として、補論を置く。補論では、第三章で明らかにするような御料地経営を可能とした法制度的条件が明らかにされる。それは具体的には、明治二一年制定の帝室会計令と二四年制定の皇室会計法である。

第四章では、実際に「処分」された事例ではなく、「処分」が計画されていた事例を、その前提としての日常的な事業運営の実態と併せて検討する。分析対象は、御料局静岡支庁管下の御料林である。特に、本章で検討する事例における台風の目となるのは製糸業の全国的な最先進地域である長野県である。ここでは、政府の製糸業政策を軸として、技術官僚・専門官僚の意識と行動とを読み解くことで、御料林の政治的・社会的意義について論じることとなる。

第五章は、北海道御料林除却一件を事例として、御料地の政治的・社会的意義を考えるものである。この事例は、宮中・府中がそれぞれの利害を代表して交渉のテーブルにつくとき、どのような力学で問題は解決に向かうのかを見る上で格好の事例といえる。また、第四章と同様に、御料地事業の端々に政府・国家行政の観点が見える事例としても好材料である。

以上の各章での検討により、本稿では以下のことが明らかになった。まず、明治二〇年代の御料地には、本来政府が行うべき（したがってそれは、本来国庫予算に計上して行うべき）行政活動の代替・補完を担う役割があったことである。その一つは、産業政策の代替・補完である。御料鉱山においては、全国鉱業の模範や中小鉱業者に対する保護、そして正貨獲得という国家的課題の解決といった、政府が鉱業政策において行ってきた役割が担われていた。長野県下の御料林では、日本の主要輸出品である生糸の産出拡大による外貨獲得という国策を側面から補うべく、諏訪の器械製糸業者に対する保護・勧奨に重点を置いた御料林運営がなされていた。北海道御料林においても、漁業などの道内の主要産業に対する保護策としての木材払下げが想定されて

いた。もう一つは、国土保全政策の代替・補完である。本州中部においても北海道においても、御料林には収益性はなくとも国土保全という公益に資する役割を担う責務があると考えた立場が存在し、実際に御料林には少なからぬ国土保安林が編入されてもいた。これらの役割は全て、政府が現状では十分なしえていないという認識を前提としており、それゆえ皇室財産ではあるが御料地においてしか担うことができないものと考えられた。

御料地をこのように位置づけることは、御料地が皇室財政を鞏固にするためのものであるという大前提に照らせば、目的と手段の倒錯である。皇室を豊かにするために土地があり、そこで事業を行うのではなく、土地で事業を行うことが目的化し、そのために皇室をバックボーンとして利用していることになるからである。しかし、当時御料地に関わった人びとはこの矛盾に十分自覚的ではなかったし、この理屈も自明ではなかった。

では、なぜこのような政府の行政活動―産業政策や国土保全政策―を、政府（農商務省など）に一本化せず御料地で行う必要があったのか。それは、創業期の御料地を担った技術官僚・専門官僚らの中に、官業の中で十分担うことができない、あるいは頓挫した事業を御料地において成し遂げようとする傾向が強かったこと、そして、同時期の御料地を総理した品川弥二郎が彼らの立場に理解を示すと同時に、自らも「明治十七、八年」の農商務省における「宿志」実現のために御料局を利用する必要があったことによると考えられる。

それでは、なぜ御料地という皇室財産でもって、政府の産業政策や国土政策の代替・補完が可能であったのか。客観的条件としては、以下のようにいうことができるであろう。本稿で検討の対象とした明治二〇年代が、「産業革命」が緒に就き始め、国内の産業発展が輸出拡大即国益増進につながる中、政府の産業政策は明治一三年以来直接保護から間接的奨励に軸足を移しており、政府が自ら模範を示したり、民間産業に資金を投入したりし続けることは難しくなっていた。しかし、明治二〇年代は民間産業の勃興が見られた一方で、未だ産業界を再編するような主導的大資本は一部にとどまり、多くは中小の資本家であった。しかも、水災害が全国で頻発していたことは、地方産業発展の阻害要因であったのみならず、それに対処する公的財源を如何に確保するかが中央においても地方においても重要な課題となっていた。ここに、依然として発展途上の民間産業資本を国家資本で保護したり、災害を予防する国土政策を拡大したりする余地があったのであり、それは、政府とは異なる「もう一つの行政活動」の主体が依然として求められていた所以でもある。そして、このような状況に目を付けたのが、品川及び「品川派」であった。

以上の考察を踏まえ、序章で示した関心に従い、明治二〇年代の政治社会的諸変動と御料地との関係についてまとめてみたい。西南戦争後の明治政府は、極度の財政難

と、それにも関わらず限られた財源の中で立憲制導入に向けた国家機構の整備・法制調査や対外的自立のための軍事費などを賄わなければならなかった。そのような中、かつて大久保利通が主導して行ったような、政府自らが事業を行い民間に模範を示したり、一部の民間産業家に資金を供与したりするような保護・育成的政策を行うことは難しくなり、明治一三年以降民間産業に対する政策は、産業活動を容易にするような法整備やインフラ整備など間接的な奨励政策に軸足を移していくようになる（状況④）。

一方で、この時期は先にも述べた通り立憲制導入へ向け調査が進められていた時期でもある。その過程で、特に伊藤博文の政治指導より「宮中・府中の別」という理念が提唱され、政府・宮内省と連携して自律的財源の皇室財産を設定し、また政府会計から独立した「帝室会計法」が制定されることで、宮中は府中から財政制度上も分離されることとなった（状況⑤）。

④のような状況の中で、かつて大規模資金投入による民間産業の保護・育成策を固辞して敗れた殖産興業指導者たちがいた。また、政府を追放されないまでも、専門官僚・技術官僚レベルでは、依然として保護・育成策の重要性を信奉する者もいた。このような殖産興業指導者や専門官僚・技術官僚らは、⑤のような状況の煽りを受けて、政府から一定程度自律した御料地管理の現場に吸収された。彼らは、政府における産業政策への財政的圧迫の一つの原因でもあった、明治二〇年代に頻発した水害（この状況を⑥とする）の問題にも関心を共有している場合が多かった。そこで彼らは、かつて政府でなしえなかった、あるいは失敗した産業政策や現状十分果たしているとは言いがたい（と考えていた）国土政策を、御料地において代替・補完することを試みたというように理解することができる。

以上のように、御料地は、政府で敗れた殖産興業指導者や自らの学知・技能経験に恃みを置く技術官僚や専門官僚、そして政府の産業政策で十分にフォローしきれない地方の中小産業家たちを糾合していた。一方で、木曾や山梨など近世以来の旧慣が強い地域では、御料地に対して少なからぬ不満はあっても、また一方では近年の天皇・皇室研究で指摘されているように、行幸や恩賜などの別手段で皇室への信愛の念（少なくとも不満とは真逆の感情）を醸成していた。このような皇室の諸活動は、一面では「分裂」「断絶」の側面を持つものであっても、他の面で必ず補っている。各要素が不可分に補完し合って、全体として人々の「統合」「求心」を実現していたのが、皇室ではなかったかというのが、本稿の提起するところである。

（論文審査の結果の要旨）

「やじハ謹テ念仏庵中ニテ皇室御料之仕事を念仏唱ひツ、拝見仕十八年農商務ヲ去リシ時ノ宿志を遂け度候」。繰り返し引用されるこの書簡史料の一節が、本論文の重要な鍵となる。書簡の書き手は、長州出身の政治家・「やじ」こと品川弥二郎である。現在京都大学の一角を占める尊攘堂の創設者としても知られる品川は、明治10年代後半に農商務大輔を務めたのち、1889（明治22）年に宮内省御料局長へと転じた。本論文は彼が直接に、また「念仏」を唱えつつ背後から関与した、御料地（ここでは御料林や御料鉱山など、皇室財産の圧倒的大部分を占める第二類御料地を指す）における事業・管理をめぐる政治史である。主にその草創期たる明治20年代（御料地の確定は1890年）に焦点をあて、その前提となる問題構造を第一部（第一・二章）で説き明かし、個別の山林や鉱山を素材とした具体的検証を第二部（第三～五章および補論）で展開した、きわめて重厚な労作であり、かつそれを通じて皇室がいかに求心力をもつ存在たりえたかを示そうとする、野心作でもある。

特筆すべき点はいくつもあるが、以下の四点を挙げておきたい。第一に、従来のようなイデオロギー的位置づけを前提とした皇室財産のとらえ方から脱却した点である。その基礎には、宮内庁所蔵史料や各御料地の所在地に残された関係史料群の博搜・新発見がある。たとえば第一章では、皇室財産ないし御料地をめぐる議論が百出した明治10年代の言説群を広く収集し、その検討を通じて、政治家たちが自らの説を「我こそが皇室に益するものだ、との様々な修辭で主張し合った」姿を描き出した。「皇室のため」という表看板のもとにさまざまな意図が込められるという視角に立つて、知られざる皇室財産設定論の多様性を明らかにしたことで、「ありえた可能性」に分け入り従来の研究水準を大きく引き上げた。と同時に、当初は皇室が単純に崇敬を得ていたわけではない点に注意を喚起しつつ、やがて御料地という場をめぐる政治過程のなかで、その状況に変容が生じることが示唆されている。

第二に、従来等閑視されてきた個々の御料地とその経営ないし「処分」をめぐる動向について、とくに御料林や御料鉱山の日常的な管理を、特定の事件にのみとらわれず描き出した点である。御料林については、往々にして払下げをめぐる地元の住民や山林業者による抵抗の局面だけがクローズアップされがちであった。だが第四章では、長野県諏訪郡金沢山や静岡県榛原郡千頭などの御料林を舞台に、その現場を司る御料局静岡支庁の監督のありようを制度面や支庁長個人の動き、とりわけ燃料不足に悩む地元の製糸業者による払下げ要求やその処断の過程を通じて、詳細に検討した。さらに、東京の御料局主事による指示との齟齬をも浮かび上がらせ、草創期御料林の管理現場の方向性が「殖産興業」と採算性とのあいだで複雑な態様を示したことを、初めて明らかにしてみせた。第五章で扱った北海道御料林の「除却」過程の詳細な検討ともども、『帝室林野局五十年史』という「正史」に随所で修正を迫る、研究史的意義の高い論考である。同じく第三章も、御料鉱山について初めて明らかにした基礎的研究として、今後も参照される研究成果と言える。御料鉱山はわずか数年で手放さ

れたが、その結果のみにとらわれず、あくまで明治20年代に有した意義に即して粘り強く関係史料を探る姿勢が際立っている。

第三に、品川弥二郎という「敗者」の動向とその求心力に、御料地をめぐる問題の震源地を見いだし、そこに徹底的にこだわった点である。品川は1884（明治17）年に農商務省高官として殖産興業政策の最前線に立ったが、志半ばで「十八年農商務ヲ去」ることとなった。その「宿志」を再び遂げる場として、品川は御料地をとらえた。すなわち御料局長として、殖産興業・勸業の模範、および技術や学知の実験場としてその事業発展を図ろうとし、その方向性に賛同する「品川派」を宮内省内に形成、局長引退後も隠然たる影響力をふるった。だがそれは結局、後任の御料局長たる岩村通俊らの採算重視路線の前に敗れる。しかし彼らの動向を単に敗れた路線と捨て去らず、明治20年代ならではの特徴とみて、非常に高い位置づけを与えている。

第四に、御料林や御料鉱山の開発・経営に携わった官僚の存在に注視した点も重要な功績である。西欧、とくにドイツ流の林学を修めるなどして各地支庁の経営を担った専門官僚や、ドイツ留学経験者である中沢岩太や渡辺渡ら鉱山学者・冶金学者となる技術官僚が、「品川派」の路線を推進する力となったことを論証した。そして、西欧で学んできた技術を実地で試したい、という技術官僚たちにとって、御料地がその魅力ある場であったことも指摘した。そこには、そうしたある種の無邪気さが現代まで続く自然科学者の性向と重ね合わせて示唆されており、国家と自然科学との政治的関係の点からも興味深い考察がなされている。

これらの特長は独創的で学術的価値の高いものであるが、全編にわたって貫かれているだけに、かえって弱点に転じうる問題もある。品川へのこだわりの強さゆえ、第二部の精緻な事例考察も、（筆者の意図がそこにあるのは理解できるが）結局は「品川派」と岩村らとの路線対立に説明が収斂してしまっており、その対立構図に拠りすぎた史料解釈を行っている箇所もなくはない。また、御料地研究に専心し豊かな成果を挙げ、皇室のとらえ方についても提起を試みているものの、近代天皇制国家のもつ統合機能総体の把握には、いまだ禁欲的かもしれない。加えて、タイトルに掲げる「政治社会史」の含意がやや明瞭でない。だがそれらは、明治30年代以降の過程を引き続き検討するなかで克服され、天皇制国家と地域社会とをつなぐより立体的な近代日本「政治社会史」研究が、全面的に展開されていくことが大いに期待される。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2018年5月28日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。